

福岡市成年後見推進センターだより Vol. 13

令和7年12月1日発行

～福岡市成年後見推進センターは、「相談」「広報・啓発」「後見人支援」「後見人候補者の調整」の4つの柱を基に、市民や相談支援機関等の皆さまからのご相談をお受けしています～

将来に備えるための制度とは？～任意後見制度のよくある質問 Part.1～

今回は、推進センターに多く寄せられる任意後見制度に関する質問を紹介します！



民生委員

Q：75歳の荒戸和子さんは、ご自身名義のマンションで単身生活を送っています。物忘れもなくしっかりとされていますが、階段の昇り降りが辛くなり、足腰の筋力の低下を感じるようになりました。今後さらに自分でできなくなることが増えるのではないか、と不安に思われているようです。
近しい親族がないため、自分が認知症になったり、亡くなった後に誰にも頼ることができないなったりすることを心配されています。
訪問をする中で、「何かあったらあなたに任せたいわ」とよく話されるのですが、民生委員の業務の範囲を超えててしまうと感じています。このような場合に対応できる制度はないでしょうか。

A：将来を見据え、「任意後見制度」の利用を勧めてはいかがでしょうか。任意後見制度とは、本人が希望する方（親族、友人、専門職等どなたでも可）との間で公正証書を行い、契約を結ぶことで、本人の判断能力が低下した後に、その方が本人に代わって金銭管理や日常的な見守り等ができるようになる制度です。

ご本人は民生委員に今後の様々なことを任せたいと話しているようですが、ご本人の要望に応えられないとのことですので、ご本人と専門職との間で任意後見契約を締結することができます。

また、任意後見契約とともに、公正証書遺言を作成する等、ご自身が亡くなった後に備えることも有効です。

任意後見制度について、ご不明な点等がございましたら、推進センターでご説明できます。必要に応じて、推進センターをご紹介ください。



推進センター

成年後見相談会(予約制) ※電話、来所またはFAXにてお申込みください。

毎月第2火曜日および2月・5月・8月・11月の第4火曜日に、専門職による相談会を開催しています。

1件につき45分、先着順にてご予約を受け付けます（無料）。予約状況についてはお問い合わせ下さい。

会場：福岡市市民福祉プラザ3階 相談室 ※別室に変更になる場合があります。

■令和7年12月開催

日時：12月9日（火）13:00～16:00 相談員：弁護士

■令和8年1月開催

日時：1月13日（火）13:00～16:00 相談員：司法書士



＜問い合わせ先＞

福岡市成年後見推進センター

〒810-0062

福岡市中央区荒戸3-3-39 福岡市市民福祉プラザ3階

TEL：092-753-6450 FAX：092-734-2010

開所日：火曜日～土曜日（祝休日・年末年始を除く）午前9時～午後5時

